

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 25 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準）及び第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）、第 1 条の 3（許可の申請）及び第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号に掲げる欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40 日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
備 考：